

関係各位

財団法人 日本サッカー協会

国際サッカー連盟（以下、FIFA）から 2011 年 5 月 12 日付け回状 1262 号をもって 2011/12 年の競技規則改正について通達されました。下記のとおり日本語に訳すと共に日本協会の解説を付しましたので、各協会、連盟などで、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。

なお、これらの改正等は、国際的には 7 月 1 日から有効となりますが、日本協会、各地域/都道府県協会等が主催する試合については、例年どおり 7 月 1 日以降のしかるべき日（遅くとも 8 月中）から施行することとします。

2011/12 年競技規則の改正について

第 125 回国際サッカー評議会（IFAB）年次総会が 2011 年 3 月 5 日にウェールズにおいて開催された。総会において競技規則の改正が承認され、以下のとおり、様々な指示および方向性が示された。

競技規則の改正および評議会の決定

1. 第 1 条 - 競技のフィールド

（FIFAからの提案）

a) 競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン - フィールドのマーキング

現在の文章	新しい文章
フィールド上にマークするラインは、第 1 条に規定されるもののみである。	フィールド上にマークするラインは、第 1 条に規定されるもののみである。 人工のフィールド表面が用いられる場合、サッカーのためのラインと異なる色ではっきりと見分けられるならば、その他のラインの使用が認められる。

理 由

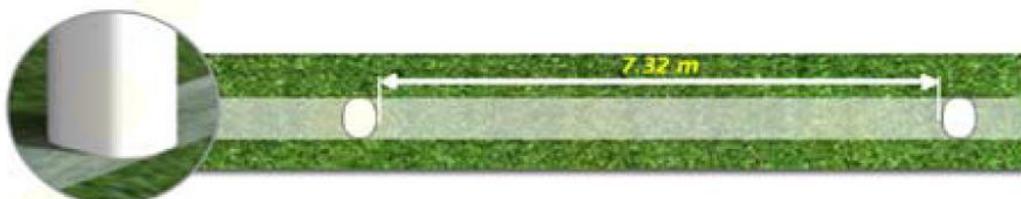
サッカーピッチの芝の上にサッカーだけでなく、多くの他スポーツのマーキングをすることが求められている。これらのラインは消せないの、現在の競技規則のままでは、多くのスポーツのために使用されるサッカーピッチ上で競技的なサッカーの試合を行うことができなかつた。

b) ゴール

現在の文章	新しい文章
	ゴールラインに対するゴールポストの位置は、下図のとおりでなければならない。



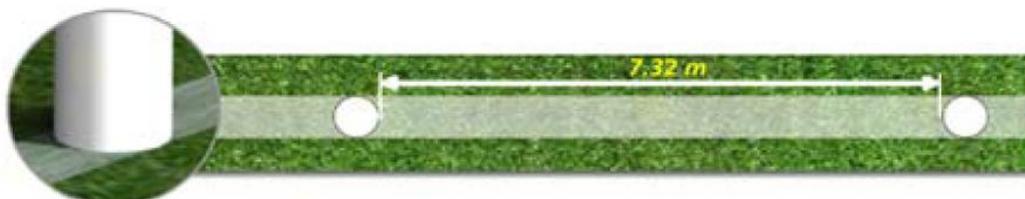
ゴールポストの形状が（上方から見て）正方形の場合、側面はゴールラインに対して平行、または直角でなければならない。クロスバーの側面は、フィールド面に対して平行、または垂直でなければならない。



ゴールポストの形状が（上方から見て）楕円形の場合、ポストの断面の最長部分はゴールラインに対して直角でなければならない。クロスバーの断面の最長部分はフィールド面に対して平行でなければならない。



ゴールポストの形状が（上方から見て）長方形の場合、長い方の側面はゴールラインに対して直角でなければならない。クロスバーの長い方の側面は、フィールド面に対して平行でなければならない。



理由

ゴールポストの位置を明確にすることは、フィールドごとにゴールラインとポストとの位置関係に差異が出ることを避けるために必要なことである。

<日本協会の解説>

1. 人工芝のフィールドがサッカーのみならず多目的に使用されるように建設されている。
人工芝のフィールドにおいて、サッカーが混乱なくプレーされるためには、他のスポーツのためのラインがサッカーのためのラインと明確に異なるように描かれる必要がある。
なお、人工芝以外のフィールドにおいてサッカーが行われるとき、そこに描かれるのはサッカーのためのラインのみであることに変更はない。

2. ゴールポストおよびクロスバーの形状は、正方形、長方形、楕円形、または円形のいずれかであると、第1条に規定されている。形状がこれらに限られていても、例えば斜めに設置するなど、ゴールによって設置方法を変えたり、フィールドに面する側面の長さをゴールラインより大きく作成すると、ゴールポストとゴールラインとの角度等にずれが生じて、ゴールによっては、ゴールに触れたのちのボールの軌道が大きく変わる可能性が生じる。これらを防ぐために、設置方法が次のように限定された。

なお、これによって、フィールドに面する側の幅は、必ずゴールラインの幅と同じか、それ以下になる。

① 正方形

ア. ゴールポスト

- ・フィールドおよびフィールド外に面している側面は、ゴールラインと平行。
- ・ポストの内側および外側は、ゴールラインと直角。

イ. クロスバー

- ・バーの上面および下面は、フィールド面と平行。
- ・フィールドおよびフィールド外に面している側面は、フィールド面と直角。

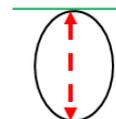
② 楕円形

ア. ゴールポスト

- ・ポストの断面の最も長い部分（赤の破線）は、ゴールラインと直角

イ. クロスバー

- ・バーの断面の最も長い部分が、フィールド面と平行。



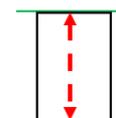
③ 長方形

ア. ゴールポスト

- ・短い方の側面（フィールドおよびフィールド外に面している側面）は、ゴールラインと平行。
- ・長い方の側面（内側および外側：赤の破線）は、ゴールラインと直角。

イ. クロスバー

- ・長い方の側面（バーの上面および下面）は、フィールド面と平行。



2. 第2条 - ボール (FIFAからの提案)

欠陥が生じたボールの交換

現在の文章	新しい文章
<p>試合の途中でボールが破裂する、または欠陥が生じた場合、</p> <ul style="list-style-type: none">● 試合は、停止される。● 試合は、もとのボールに欠陥が生じたときの場所で、交換したボールをドロップして再開される。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止され、主審がプレーを停止したときにもとのボールがあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上で交換したボールをドロップする場合を除く。	<p>試合の途中でボールが破裂する、または欠陥が生じた場合、</p> <ul style="list-style-type: none">● 試合は、停止される。● 試合は、もとのボールに欠陥が生じたときの場所で、交換したボールをドロップして再開される。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止され、主審がプレーを停止したときにもとのボールがあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上で交換したボールをドロップする場合を除く。 <p>ペナルティーキックまたはペナルティーマークからのキックの途中で、ボールが前方に動き、他の競技者またはクロスバーまたはゴールポストに触れる前に破裂する、または欠陥が生じた場合、</p> <ul style="list-style-type: none">● ペナルティーキックは、再び行われる。

理由

現在の第2条の条文では、ペナルティーキックまたはペナルティーマークからのキックの途中で、ボールが破裂する、または欠陥が生じた場合にドロップボールでプレーが再開されることになり、それは正しい解釈でないと考えられたため。

<日本協会の解説>

ペナルティーエリア内の守備側によるファウルに対しては、得点の可能性の高いペナルティーキックで償うという罰則が与えられる。得点の可能性の高さは少なくともキック後、クロスバーに当たるなどの最初の結果が出るまで保障されると考えられる。しかし、現競技規則（第2条）では、ボールが破裂等した場合、ボールがインプレーになる前であれば、やり直しであるが、一旦インプレーになった後は、すべてドロップボールによる試合再開と解釈される。

しかし、キック後、最初の結果が出る前にボールが破裂し、それによりボールの進行が停止するなどの状況に至ったならば、予期されるべき罰則の効力が及ぶ前にペナルティーキックが終了してしまうことになる。

ボールが破裂する状況はそう多くないが、仮にその状況に至った場合でも、ペナルティーキックを効力が正しく及ぶように文章が追加された。

なお、ペナルティーキックで、キック後ボールが前方に進行中に試合球以外のボールなど、外的要因がボールの進行を邪魔した場合、ドロップボールではなく、キックのやり直しとなっている。また、2006年競技規則のQ & Aでは、試合を延長して行うペナルティーキックやペナルティーキック方式での場合の質問と限定的ではあるものの、ボールがゴールへ到達する前に破裂した場合は、ペナルティーキックのやり直しであると回答されている。

3. 第3条 - 競技者の数

(FIFAからの提案)

a) 構成上の修正

現在の構成	新しい構成
<p>第3条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競技者 ・ 公式競技会 ・ その他の試合 ・ すべての試合 ・ 交代の進め方 ・ ゴールキーパーの入れ替え ・ 違反と罰則 ・ 競技者と交代要員の退場 	<p>第3条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競技者の数 ・ 交代要員の数 <ul style="list-style-type: none"> — 公式競技会 — その他の試合 ・ 交代の進め方 ・ ゴールキーパーの入れ替え ・ 違反と罰則 ・ 競技者と交代要員の退場

理 由

より分かりやすい構成とするため、また現在ある間違った解釈を避けるため、IFABの技術小委員会において、第3条の条文を再編成した。

b) 現在の競技規則の解釈と審判員のためのガイドラインにある文章に追加 - フィールド上の部外者

現在の文章	新しい文章
<p>フィールド上の部外者</p> <p>外的要因 競技者、交代要員またはチーム役員としてチームリストに記載されていない者は、外的要因とみなされる。退場を命じられた競技者も同様である。</p> <p>チーム役員 チーム役員がフィールドに入った場合：..</p>	<p>フィールド上の部外者</p> <p>外的要因 競技者、交代要員またはチーム役員としてチームリストに記載されていない者は、外的要因とみなされる。退場を命じられた競技者も同様である。</p> <p>チーム役員 監督他、チームリストに記載されている役員（競技者または交代要員を除く）は、チーム役員としてみなされる。 チーム役員がフィールドに入った場合：..</p>

理由

競技規則には何か所か、チーム役員について言及されているが、その用語についての定義がなされていなかった。第3条を再構成するこの機会にチーム役員の定義を加えることによって理解を容易にさせることになる。

4. 第4条 ー競技者の用具

(ウェールズFAによる提案)

基本的な用具

現在の文章	新しい文章
ショーツ——アンダーショーツを着用する場合、その色はショーツの主たる色と同じでなければならない。	ショーツ——アンダーショーツまたはタイツを着用する場合、その色はショーツの主たる色と同じでなければならない。

理由

現在の競技規則では、ショーツの主たる色と異なる色のタイツでも着用が可能であり、相手競技者や審判員にとって、混乱を生じさせることにもなりかねない。この改正によって、ショーツの主たる色と同じにするという、アンダーショーツを着用する場合の要件と同じ表現とすることで上記の混乱を防ぐことになる。

<日本協会の解説>

日本においては、既に「2007年12月25日付け“審0712-M0012”アンダーショーツ(タイツ)の色彩について」をもって、競技者がショーツの下にアンダーショーツやタイツを外に露出して着用する場合、その色彩は、アンダーショーツやタイツの長さにかかわらず、その主たる色はショーツの主たる色と同じ(同系色は、認められない)と通達している。

5. 第5条 — 主審

(FIFAからの提案)

競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン — 職権と任務

現在の文章	新しい文章
	<p>試合中、試合球以外のボール、その他の物、または動物がフィールドに入り、プレーの邪魔になった場合に限り、主審は試合を停止しなければならない。プレーは、試合が停止されたとき、試合球があった位置からドロップボールにより再開されなければならない。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合は、主審はプレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上でボールをドロップする。</p> <p>試合中、試合球以外のボール、その他の物、または動物がフィールドに入ったがプレーの邪魔にならなかった場合、主審はできるだけ早い機会にそれを排除させなければならない。</p>

理 由

現在の競技規則では、物がピッチに入って、プレーに干渉したとき、あるいはプレーに干渉しなかったときの主審がどのような判定に下すのか不明確であった。

<日本協会の解説>

これまでは、試合球以外のボールがフィールドに入った場合の対応についてのみ第2条（ボール）に規定されていた。また、競技規則の解釈と審判員のためのガイドラインに、外的要因としての部外者がフィールドに入った場合の対応について、説明している。

ボールや人以外の物や動物等の外的要因が入った場合については、実際、試合球以外のボールが入った場合と同じように対応していたが、それについて、主審の任務として第5条に規定することとなった。また、第5条に規定することで、第2条の当該規定を削除することになった。

この改正により、次の項は削除されることになる。

第2条 - ボール

競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン - 試合球以外のボールがフィールドに入った場合

現在の文章	新しい文章
<p>試合中、試合球以外のボールがフィールドに入り、プレーの邪魔になった場合、主審は試合を停止しなければならない。プレーは、試合が停止されたとき、試合球があった位置からドロップボールにより再開されなければならない。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合は、主審はプレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上でボールをドロップする。</p> <p>試合中、試合球以外のボールがフィールドに入ったがプレーの邪魔にならなかった場合、主審はできるだけ早い機会にそれを排除させなければならない。</p>	

6. 第8条 - プレーの開始および再開

(FIFAからの提案)

a) 構成上の修正

現在の構成	新しい構成
<p>第8条</p> <ul style="list-style-type: none">・ 試合前・ キックオフ・ 進め方・ 違反と罰則・ ドロップボール・ 進め方・ 違反と罰則	<p>第8条</p> <ul style="list-style-type: none">・ キックオフの定義・ 進め方<ul style="list-style-type: none">— 試合および延長戦開始時のキックオフ前— キックオフ・ 違反と罰則・ ドロップボールの定義・ 進め方・ 違反と罰則

理由

競技規則の構成をより明確にするため、また現在ある解釈の誤解を防ぐために、I F A Bの技術小委員会において第8条の条文構成を新しくした。

b) 現在の条文への追加

現在の文章	新しい文章
<p data-bbox="236 647 432 678">ドロップボール</p> <p data-bbox="229 736 772 943">ボールが依然インプレー中に、主審が競技規則のどこにも規定されていない理由によって一時的にプレーを停止する必要があるとした場合、試合はドロップボールで再開される。</p>	<p data-bbox="829 647 1110 678">ドロップボールの定義</p> <p data-bbox="823 736 1382 898">ドロップボールは、ボールが依然インプレー中で、主審が競技規則のどこにも規定されていない理由によって、一時的にプレーを停止したときに、プレーを再開する方法である。</p>

理由

競技規則における定義、進め方および違反の全体的な構成に基づき、ドロップボールの定義を加えることが必要だと考えられた。

その他の I F A B の決定

1. 追加副審 (AARs)

a) 実験の状況

新シーズン（例えば、ヨーロッパの 2011/2012 シーズン）が始まった後であれば、主審の動き方を“従来の”対角線に戻すために、追加副審を左側から右側に位置させることが認められることになる。

追加副審の実験は、当初予定の結論が得られるまでの間、継続することが認められ、その後、I F A B が最終的判断をする。

b) U E F A ユーロ 2012 における追加副審の使用

I F A B は、U E F A（ヨーロッパサッカー連盟）がユーロ 2012 決勝大会での追加副審導入について満場一致で可決した。

<日本協会の解説>

追加副審の実験は 2008 年の UEFA U-19 から始められ、2010 年では UEFA チャンピオンズリーグ、また、ヨーロッパ以外の大陸でも実施された。今後ポーランドとウクライナで開催されるユーロ 2012 決勝大会で実施され、その確実性やメリット、デメリットについて再検証されることになる。

これまでの実験では追加副審をゴールに向かって左側に位置させているが、これにより主審が中央に位置し、従来の右下—左上の対角線が維持されなくなり、本来の副審を背にする傾向になっている。この点を改善するために、追加副審の位置を右側に位置することも可能とした。

2. ゴールライン・テクノロジー (GLT)

I F A B は、ゴールライン・テクノロジー・プロジェクトの継続について合意した。ゴールライン・テクノロジーに関する最終結論は、U E F A ユーロ 2012 における追加副審の結論を得られたのちの I F A B 特別会議において、下されることになる。

<日本協会の解説>

ゴールライン・テクノロジーは昨年 of IFAB 年次総会において実験の中止が決議されたが、2010 FIFA ワールドカップ南アフリカ大会ラウンド 16 イングランド・ドイツの試合で正しく得点が判断されなかったこともあり、下記の基準を満たす技術について、本年 2 月に再実験が行われた。しかしながら、どの技術も 100% 基準を満たすことができなかったことで、もう 1 年延長して実験することになった。

技術基準：

- 得点になったかどうかの判断のみに適用される
- 精確なシステムである
- 得点になったかどうか自動的に 1 秒以内に確定される
- 得点になったかどうか審判員にのみに通知される

3. 第4条 — 競技者の用具

a) その他の用具：通信機器の使用

I F A Bは、この件について、FIFA Football タスクフォース 2014 に検討を委ねることについて合意した。

b) その他の用具：“ネックウォーマー”の着用

“ネックウォーマー”や同様の衣類は、競技規則第4条に規定するその他の用具の基準を満たさないことから、着用は認められないことと決定した。

<日本協会の解説>

ここで議論されている通信機器は競技者が用いるものではなく、テクニカルスタッフ間のものである。現在、トランシーバーによるものだけでなく、ベンチで映像を確認する等の方法も実態として行われている。これらの是非について、FIFA Football タスクフォース 2014での検討を委ねることになった。

競技者は、身体を保護するだけのもので、かつ、自らを、また他の競技者を傷つけないものであれば、基本的な用具以外の用具を用いることができる。しかしながら、ネックウォーマーは首の周辺にルーズに着用するため、手や、またGKについてはセービングの際に他の競技者の足に引っ掛かったりして、首を絞める可能性があり、危険であるので、着用を認められないとされた。

なお、日本においては、既に「2009年3月26日付け“審0903-M0034”ネックウォーマーの着用について」をもって、着用は認められないと通達している。

4. 第12条 — ファウルと不正行為

退場となる反則

I F A Bは、この件について、FIFA Football タスクフォース 2014 に検討を委ねることについて合意した。

<日本協会の解説>

現在、ペナルティーエリア内で決定的得点の機会を阻止した場合、ペナルティーキック、退場、出場停止という3つの懲戒が科せられることになる。これでは重たすぎるとの意見があり、2010年I F A B年次総会時を始め、ペナルティーキックのみとし退場はさせないという考え方について議論されているが、今後これらの是非について、FIFA Football タスクフォース2014での検討を委ねることになった。

5. バニシングスプレー

I F A Bは、CONMEBOL（南米サッカー連盟）においてバニシングスプレー（描いた線が消えるスプレー）を試行として、使用することを承認した。

<日本協会の解説>

フリーキック時の守備側競技者のボールからの距離を守らせるために、時間が経つと描いた線が消えるフォーミング・スプレーで、ボールやボールから10ヤードの位置を示す方法が開発されているが、それを南米選手権大会で使用することが承認された。

施行

競技規則に関する本年の国際サッカー評議会年次総会の決定は、大陸連盟およびメンバー協会において、2011年7月1日から拘束力あるものとなる。しかし、現在のシーズンが7月1日までに終了しない大陸連盟およびメンバー協会については、今回採用された競技規則の変更導入を次のシーズン開始前まで遅らせてもよい。

国際サッカー連盟 事務局長
ジェローム・ヴァルク

写し送付： F I F A 理事、F I F A 審判委員会、大陸連盟